

君津市男女共同参画計画 (第3次)

君 津 市

はじめに

男女共同参画社会基本法の施行後、本市においては第1次（平成14年度～平成19年度）、第2次（平成20年度～平成24年度）にわたり地域に応じた男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでまいりました。



男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法律の整備も進み、社会の多くの分野で女性の活躍する姿が見られるようになりましたが、一方で、著しい人権侵害となるドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどが深刻化しており、社会全体で解決すべき課題となっております。

第2次計画の事業計画期間満了に伴い、これまでの取り組みへの評価や社会経済環境の変化を踏まえ、より実効性のある「君津市男女共同参画計画（第3次）」を策定いたしました。

また、本計画は配偶者等に対する暴力の根絶を目指す、DV防止基本計画としても位置づけております。

市民一人ひとりが人権を尊重し合い、男女が対等なパートナーとしていきいきと豊かな社会生活が送れるよう、男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を進めてまいりますので、市民の皆様には、より一層のご協力とご理解を賜りたくお願い申し上げます。

終わりに、貴重なご意見をいただいた「君津市男女共同参画推進懇話会委員」をはじめ、「君津市男女共同参画に関する市民意識調査」にご協力いただいた皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

君津市長 鈴木 洋 邦

目 次

第1章 総論

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～4
- 3. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 基本計画

- 1. 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2. 基本的課題と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～18
- 3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第3章 事業計画

- 基本目標1 男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり
 - 課題1. 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり・・・・・・・・20
 - 課題2. 学校・社会教育等における男女共同参画の推進・・・・・・・・21
 - 課題3. 異性に対する暴力の排除・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 基本目標2 男女がともに能力を發揮できる地域社会づくり
 - 課題1. 労働の場における男女の平等・・・・・・・・・・・・22
 - 課題2. ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進・・・・・・・・23～24
 - 課題3. 政策・方針決定過程における男女共同参画・・・・・・・・25
- 基本目標3 男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり
 - 課題1. 生涯を通じた健康づくりの促進・・・・・・・・・・・・26
 - 課題2. 誰もが安心して暮らせる環境整備・・・・・・・・・・・・27～28

第4章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

参考資料

- 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）・・・・・・・・30～33
- 第4回世界女性会議 北京宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・34～36
- 男女共同参画社会の形成に向けた関連法律・・・・・・・・・・・・37
- 君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・38～39
- 君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・40～41
- 男女共同参画計画関係 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・42

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されて以来、国・県においては3次にわたる基本計画が策定され、男女共同参画社会の形成に向け、制度や枠組みの整備など諸々の取り組みを行ってきました。

本市においても、平成8年から「ハーモニーきみつプラン」、平成14年からは「君津市男女共同参画計画」、平成20年からは「君津市男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、地域特性に応じた施策を展開してまいりました。

平成23年度に実施した「君津市男女共同参画に関する市民意識調査」やこれまでの本市の計画の取り組み状況からは、男女共同参画に対する意識の高まりなど、一定の成果がうかがえます。しかしながら、その多くは意識にとどまり行動に表れていない段階であるため、次のステップとして市民一人ひとりが自ら行動に踏み出すことや、それを支援する環境整備が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、社会経済環境の変化等による新たな課題にも対応しながら、市民一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らしていけるまちづくりを総合的かつ体系的に推進するため「君津市男女共同参画計画（第3次）」を策定するものです。

2. 計画策定の背景

（1）国の動き（取り組み）

「男女共同参画社会基本法」が制定されるまでには、男女共同参画社会の実現に向け、多くの人々の様々な取り組みの積み重ねがありました。戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現し、昭和21年に「日本国憲法」が制定され、家族、教育等女性の地位向上にとって基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されたことにより、女性の法制上の地位は抜本的に改善されました。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、国連が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）によって新段階を迎え、1回目となる世界女性会議である「国際婦人年会議」がメキシコシティで開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。これを受け同年、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年に「国

内行動計画」が策定されました。

我が国の男女共同参画への取り組みは、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえ、国内における行動計画が策定され、総合的、体系的に施策の推進が図られてきました。

昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、この条約を昭和60年に批准しました。

昭和62年には、「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成3年には、男女があらゆる分野へ平等に共同して参加することが不可欠であるという認識のもと、「新国内行動計画」の第1次改定が行われました。

平成6年には、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とした「男女共同参画推進本部」の設置とともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

平成7年及び平成11年には、育児休業、介護休業に関する法律が整備され、平成8年には、平成7年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女共同参画の基本理念を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。

平成12年には、「男女共同参画基本計画」が策定され、平成13年には、内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の強化が図られています。

平成17年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

基本法施行後、2次にわたる基本計画に基づく取り組みが十分には進まなかった反省を踏まえ、推進体制及び推進力を一層強化することが必要であるとし、平成22年12月17日に、「第3次男女共同参画計画」が閣議決定され、男女共同参画に関する政策が推進されています。

(2) 千葉県の動き（取り組み）

千葉県では、「国際婦人年」、「国際婦人の十年」の世界及び国の動向などを踏まえ、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的・効果的に推進しています。

昭和56年には、国の「国内行動計画」を踏まえ、「千葉県婦人施策推進行動計画」（昭和56年度～60年度）を策定しています。以来、「千葉県婦人計画」（昭和61年度～平成2年度）「さわやか女性プラン」（平成3年度～7年度）と時代の状況に応じた計画を策定し、各種施策を推進、実施してきました。

平成8年には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及び「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした4番目の女性計画として「ちば新時代女性プラン」（平成8年度～12年度）を策定しました。

計画の推進にあたっては、「千葉県女性施策推進本部」をはじめ「千葉県女性施策推進懇話会」の意見を聴き、国、市町村、関係機関・団体などと密接な連携により各種の女性施策の効果的推進を図っています。

平成12年には、「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称し、庁内に「千葉県男女共同参画推進本部」が置かれ、担当課として「男女共同参画課（企画部）」が設置されました。

平成13年には、「千葉県男女共同参画計画」が策定され、また同年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を受け、被害者支援の担当チームを男女共同参画課内に置き、平成16年の同法の改正に基づき、平成18年に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」が策定されました。また同年には、平成13年に策定された「千葉県男女共同参画計画」の事業期間が終了したことに伴い、千葉県男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画の見直しと、平成18年度～22年度を事業期間とする「第2次千葉県男女共同参画計画」が策定され、平成23年には、近年の社会情勢の変化に対応するため、平成23年度～27年度を計画期間とする「第3次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

(3) 君津市の動き（取り組み）

本市では、平成3年に「女性に関わる窓口」を市民福祉部厚生課に設置し、「君津市女性施策推進研究会」を発足しました。翌年には、市職員や市民を対象に女性問題に関する意識調査を行い、「君津市女性施策策定委員会」「君津市女性施策懇話会」を設置し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成6年には、「女性施策推進班」を企画部企画課に設置し、翌年には「女性施策推進室」として独立し、更なる推進強化を図ることとしました。

平成8年には、女性施策を総合的、計画的に推進するため、基本的指針となる「ハーモニーきみつプラン」を策定するとともに、第1回「ハーモニーin きみつ」を開催し、平成13年度まで毎年、以降は隔年で開催して広く市民に男女共同参画の啓発を行ってきました。

平成9年には、国際的感覚を醸成し、女性の地位向上・リーダーの育成を図るため「君津市女性海外派遣事業」を実施しました。

平成11年には、機構改革により所属名を「女性国際室」に変更し、男女共同参画社会づくりに向けて市民意識調査を実施しました。

平成14年には、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、これまでの計画の成果や理念を継承しつつ、男女共同参画施策の基本となる「君津市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画施策を総合的、計画的に取り組んできました。

平成15年には、人権施策と男女共同参画施策を一体化して推進するため人権施策推進課を設置、平成18年には、「君津市男女共同参画計画」の見直しにあたり基礎資料とするための市民意識調査を実施しました。

平成19年からは、市民と協働して推進するため、所管を市民環境部市民生活課として、男女共同参画に関する取り組みを積極的に進めており、平成20年に、これまでの取り組みを検証し、少子高齢化の急激な進展や社会情勢の変化などを勘案した「君津市男女共同参画計画（第2次）」を策定し、諸施策を推進してきました。

3. 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき、本市の男女共同参画施策を推進する上で基本となる計画とします。
- (2) 第1次、第2次の「君津市男女共同参画計画」の理念や成果を継承し、少子高齢化、地域社会の人間関係の希薄化など社会情勢を踏まえた計画とします。
- (3) 「君津市まちづくり構想」及び「まちづくり実施計画」や本市の関連諸施策との整合性を図り、国・県の「第3次男女共同参画計画」を踏まえ、市民・企業・関係団体との協働により積極的に推進します。
- (4) この計画は、平成20年1月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）の改正に伴い、同法に基づく基本計画としても位置づけています。

4. 計画の期間

(1) 基本計画

「君津市まちづくり構想」の目標年次である平成34年度までとし、男女共同参画社会の形成に向けた主要課題と解決のための施策の方向を示します。

(2) 事業計画

事業計画の期間は平成25年度から29年度までの5年間としますが、「まちづくり実施計画」の見直し及び社会情勢の急激な変化や計画の進捗状況に応じ必要な見直しを行います。

（「まちづくり実施計画」の計画期間：平成25年度～27年度）

第2章 基本計画

1. 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

女性と男性が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画し、個性と能力を發揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」が形成されるよう、「人権の尊重と男女平等な社会の実現」を基本理念とし、施策を推進していきます。

(2) 基本目標

1. 男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり
2. 男女がともに能力を發揮できる地域社会づくり
3. 男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり

2. 基本的課題と施策の方向

【基本目標1】男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり

『現状と課題』

課題1. 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

私たちが生きていくためには、「お互いの人権」を尊重し合うことが大切です。自身の行動を振り返った時、人を何気なく「侮辱」したことや「仲間はずれ」にしたことはないでしょうか。

人権問題は気付かずにいるだけで、意外と身近なところにあります。人は一人ひとり顔や体型が違うように、性格や考え方もそれぞれ異なっています。

それをお互いが認め合い、尊重することが大切なことではないでしょうか。

こういった身近なところから差別や偏見を棄て、誰もが安心して生活できるよう万人に平等な地域社会を構築していく必要があります。

男女間においても、「男のくせに」「女だてらに」といった会話が聞かれます。

男女の性別による役割は、生まれた時から備わったものではなく、文化や社会の中で作りあげられたものであり、女性も男性も自分の能力や個性を発揮し、生き方や行動を広げる社会をつくりあげることが必要です。

男女平等が憲法にもうたわれ、女性を取りまく環境は、法律や制度の整備により進んできました。

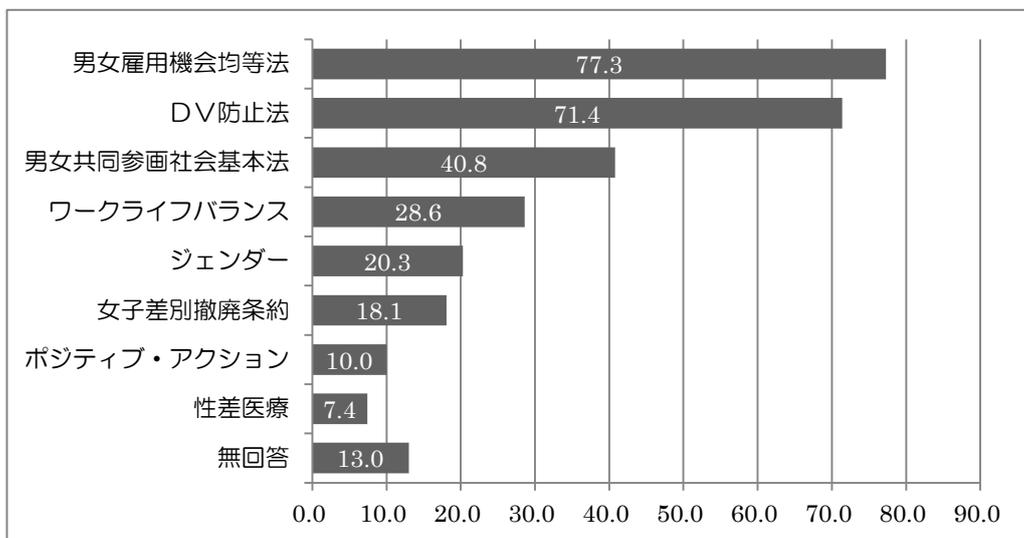
しかし現実には、家庭や職場、地域など様々な分野で男女の地位の不平等感があり、中でも「政治の場」「社会慣習・しきたりの面」で男性優遇（男性主体）と感じている人が多く、男女共同参画意識の浸透は未だ不十分と言わざるを得ません。

平成23年度に行った市民意識調査（図1）では、「男女雇用機会均等法」「DV防止法」については認知度が高くなっていますが、「男女共同参画社会基本法」以下については、半数に満たない認知度となっています。

女性や男性という性に関わらず、人格や個が尊重され、真の男女共同参画社会を形成していくための更なる意識づくりが必要です。

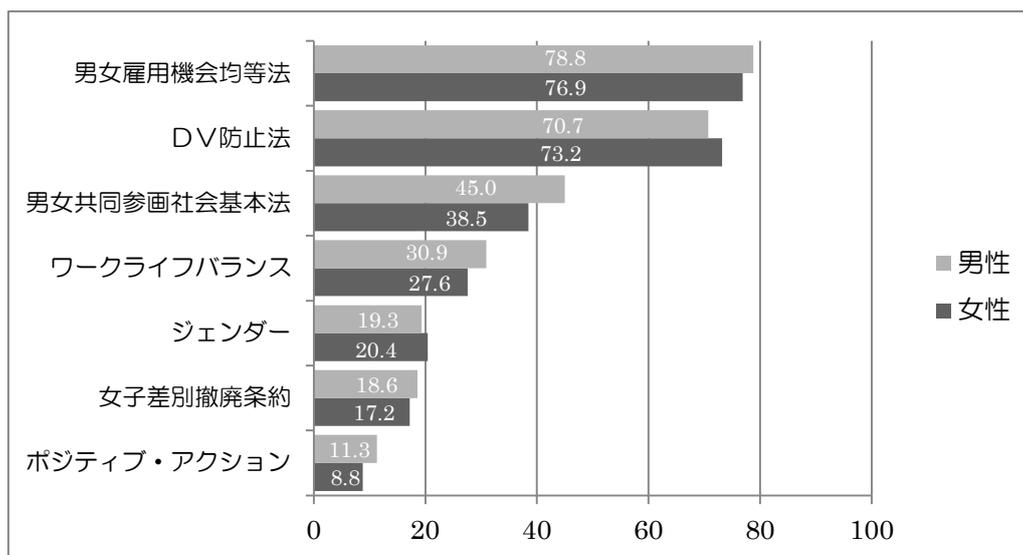
(図1) 男女共同参画に関することばの認知度

(単位%)



男女共同参画に関することばの認知度の男女別傾向

(単位%)



(平成 23 年度市民意識調査結果)

【施策の方向】

- 1) 人権尊重意識の醸成と慣行の是正
- 2) 男女共同参画に関する情報の発信

すべての人の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向け、慣習やしきたりを見直すための広報、啓発活動の推進や男女共同参画に関する調査研究・情報の収集、発信を推進します。

課題2. 学校・社会教育等における男女共同参画の推進

子どもに対して、親の意見を押し付けていませんか。他人の子どもと比較していませんか。無意識に「男は仕事、女は家事」といった家庭教育をしていませんか。

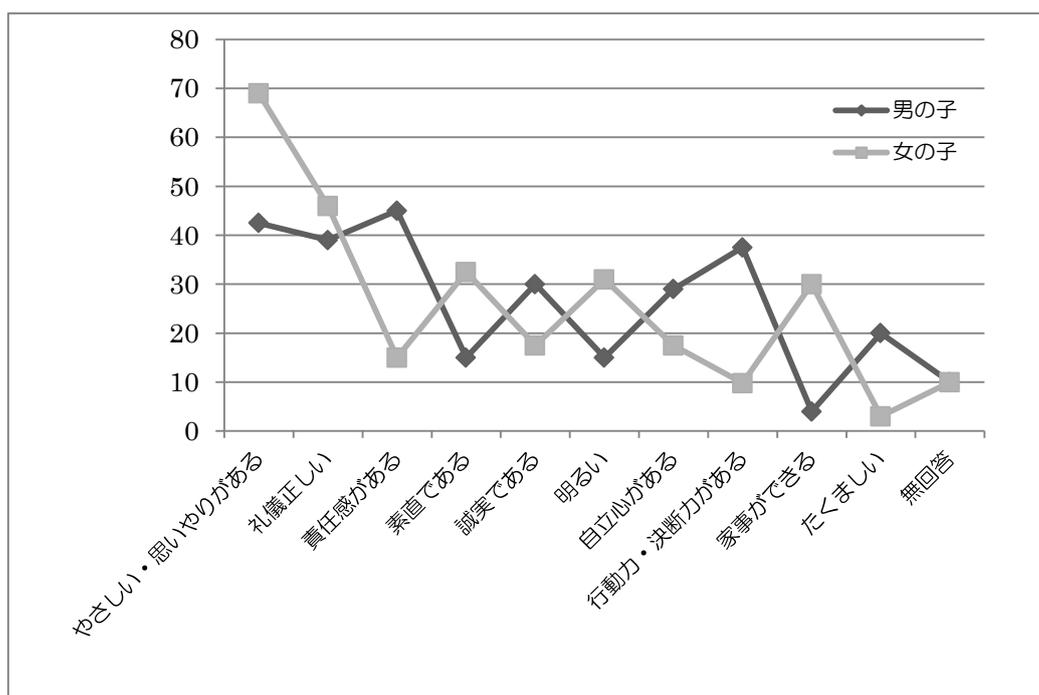
人権は幸せに生きていく当然の権利であり、子どもにも保障されなければなりません。未来を担う子どもたちの人権を認め、健やかに育つための教育環境をつくる必要があります。

市民意識調査（図2）では、女の子と男の子の育てほしい姿に大きな差異があり「男の子のイメージ」「女の子のイメージ」が明確に意識されている結果となっています。

人権の尊重や男女共同参画の意識づくりは、教育との関わりが深いものであり、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることが重要です。家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。学校はもとより社会のあらゆる場において、教育、学習を推進していく必要があります。

（図2）育てほしい子どもの姿

（単位％）



（平成 23 年度市民意識調査結果）

【施策の方向】

1) 人権を尊重する教育、学習の推進

子どもの頃から人権の尊重や男女共同参画への理解を深めることが重要であることから学校教育の更なる充実を図るほか、フォーラムの開催等社会のあらゆる場で学習や研修の充実を図ります。

課題3. 異性に対する暴力の排除

異性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

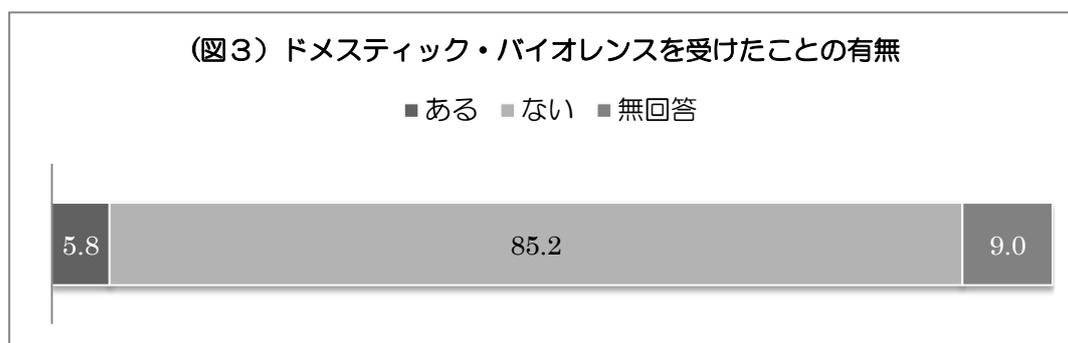
また、家庭内・家族間で起こる暴力、特にパートナーといった親密な関係の異性からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」が問題となっています。

市民意識調査では、5.8%の方が「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある」とはっきりと回答しており、この数値を決して低い数値と捉えるのではなく、むしろ5.8%もいると認識すべきです。（図3）

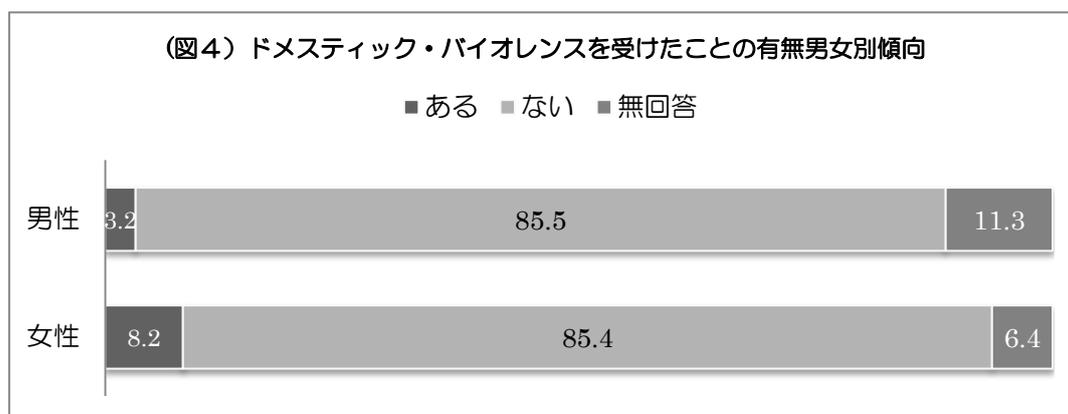
男女別傾向では、女性の比率が8.2%で、男性を大きく上回っている状況にあります。（図4）

ドメスティック・バイオレンスに対する対策や援助として、何をなすべきかについては、「緊急避難場所の整備」「暴力を容認しない意識の啓発」を望む声が多くあることから（図5）、被害者支援対策や意識啓発などドメスティック・バイオレンスに対する様々な形態に応じた幅広い取り組みが必要です。

（単位％）



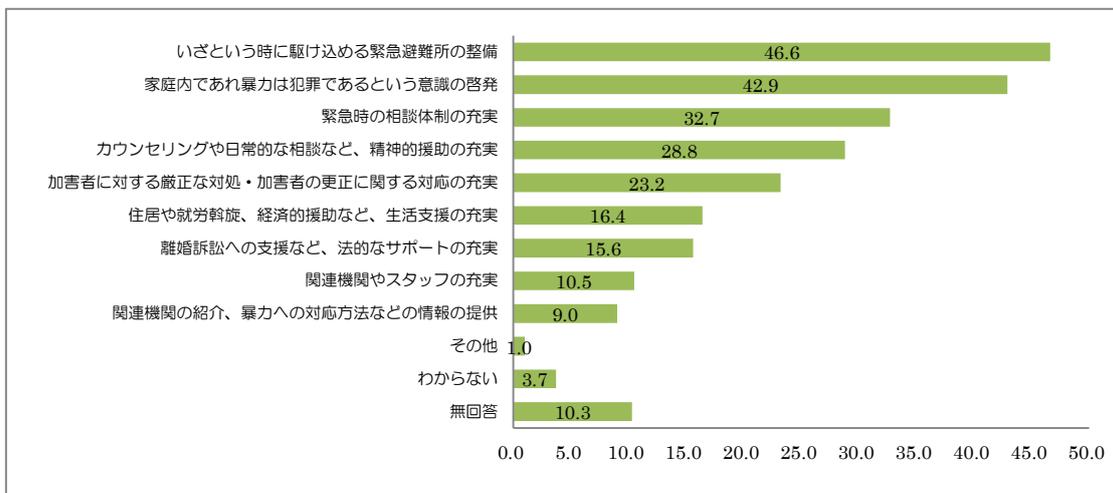
（単位％）



（平成 23 年度市民意識調査結果）

(図5) ドメスティック・バイオレンスへの望まれる対応策

(複数回答 単位%)



(平成 23 年度市民意識調査結果)

【施策の方向】

- 1) 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- 2) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者への支援

すべての人の人権が尊重され、人権侵害のない社会を形成するため、人権を守るための啓発活動や被害者の保護、相談、支援対策の強化に努め、被害を訴えやすい環境づくりや暴力を許さない社会環境づくりを進めます。

【基本目標2】男女がともに能力を発揮できる地域社会づくり

『現状と課題』

課題1. 労働の場における男女の平等

平成23年度に行った市民意識調査では、男女雇用機会均等法の認知度が高まったことにより、平成18年度に行った調査と比較（表1）して、「昇進・昇格に男女差がある」、「賃金に男女差がある」、「結婚や出産で退職という雰囲気」の項目で、約5%の改善が見られるものの、「昇進・昇格に男女差がある」、「賃金に男女差がある」、「配置場所が限られている」の項目について、今なお約20%の人が男女差を感じている状況です。職場での女性への不利益は、一定の比率で存在していることから、労働の場において、男女が均等に扱われ待遇が確保されるよう一層の対策が求められます。

（表1）

	平成18年度調査	平成23年度調査
昇進・昇格に男女差がある	24.1%	20.1%
賃金に男女差がある	25.6%	19.3%
配置場所が限られている	20.8%	19.0%
能力を正當に評価しない	17.8%	15.0%
女性を幹部職員に登用しない	10.1%	11.6%
教育・研修を受ける機会が少ない	8.4%	7.9%
結婚や出産で退職という雰囲気	12.5%	7.9%
中高年以上の女性に退職勧奨	7.8%	5.8%
補助的な仕事しかやらせてもらえない	6.6%	5.5%
その他	3.3%	10.0%
無回答	42.0%	34.8%

【施策の方向】

- 1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 2) 多様な働き方に対する支援

男女雇用機会均等法の周知徹底を図るなど、雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保、就業環境の整備など事業所への広報、啓発を推進します。

課題2. ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

近年、仕事と生活の調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」という考え方が広がってきています。市民意識調査で「男女の役割分担についての意識」(図6)の問いでは、70% (無回答を除く) 以上が「男性は仕事、女性は家事・育児」が実態であると回答しており、「本来あるべきと考える理想像」と「現実の姿」にはかなりの差があります。しかしながら、多くの人々が「男女で仕事、家事、育児」が理想と考えていることから、潜在的には「男女で」という意識を持っていることであり、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整えることや、働く場における理解を促進すべく周知・啓発等を継続的に発信するなど対策を講じていくことにより、より理想像に近づいていくと考えられます。

少子高齢化が進む中、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化などにより、子育てや介護等で孤立化してしまうということが、大きな社会問題となっています。子育てや介護等については、その多くを女性が担っている現状にありますが、男女がともに子育てや介護等に主体的に関わり責任を担うとともに社会がこれを支援していくことが重要です。

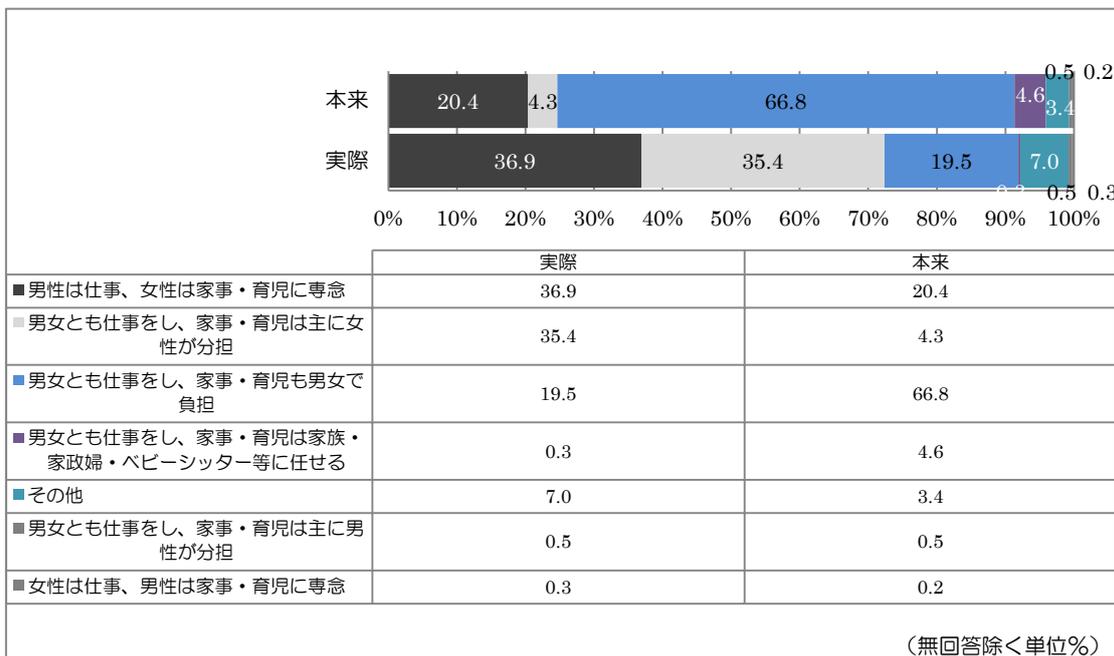
市民意識調査で子育てに関連する「出生率低迷の原因」(図7)の問いに、「結婚しない人の増加」「女性が子育てと仕事を両立させる社会的仕組みが未整備」「経費がかかりすぎる」などの現実的な課題が多く回答されています。

また、「地域や職場で必要な取り組みについて」(図8)の問いに、「看護休暇制度」「育児休業制度・再雇用制度」を求める声が多くなって、こうした声に十分な対応を講じていく必要があります。

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。

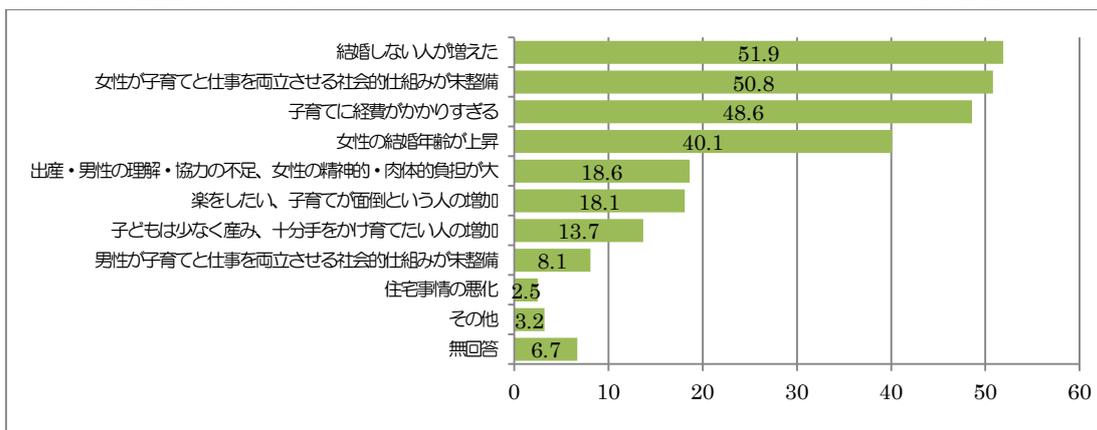
高齢化や単身世帯の増加、家族形態の変化などの中で人間関係の希薄化が進んでいます。こうした中、市民一人ひとりが地域に加わって、女性も男性も誰もが居場所と出番のある地域社会を形成し、地域力を高めていくことが必要です。

(図6) 男女の役割分担についての意識



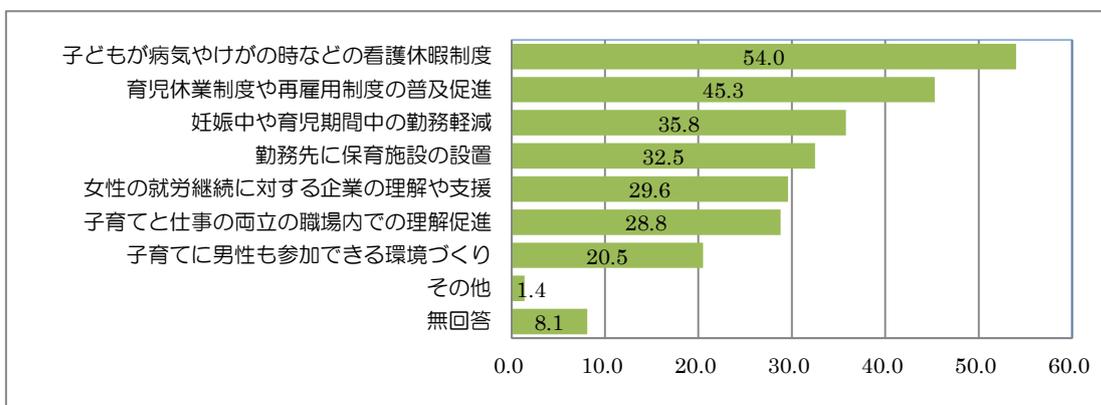
(図7) 出生率低迷の原因

(複数回答 単位%)



(図8) 地域や職場で必要な取り組みについて

(複数回答 単位%)



(平成 23 年度市民意識調査結果)

【施策の方向】

- 1) ワーク・ライフ・バランスの促進
- 2) 子育て支援・介護支援環境の整備推進
- 3) 家庭生活における男女共同参画の促進
- 4) 地域活動における男女共同参画の促進

勤労意欲をもつ男女が継続して働くためには、男女平等に基づく職場環境づくりが大切であり、関連法律の遵守や、制度の普及に向けた取り組みをより一層推進します。

男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりとして、多様化する保育ニーズへの対応と介護を支援する制度の普及促進を図ります。

固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発を、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに働きかけていくとともに、家庭、地域、学校教育の場などあらゆる分野において男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報、啓発活動を積極的に展開します。

地域おこし・まちづくり等への女性の参画など男女共同参画の視点を反映させることが必要であるため、意識の啓発を更に進めるとともに、地域行事等への積極的な市民参加を促進します。

課題3. 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画を進めることで、経済や社会全体の活性化につながるという意識が行政、企業、地域活動等の各主体のリーダーには求められており、社会のあらゆる分野に男女が対等な構成員として参画していくことが必要です。

女性の社会進出が進んでいるにも関わらず、政策・方針決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えません。政策・方針決定への女性の参画を促進するためには、女性の登用を図るだけでなく、自分の意見を積極的に発言できるような環境づくりと能力を培っていくための機会、場の拡充が必要です。

本市の審議会等における女性委員の割合（表1）は、18.8%で、目標とする30%には未だ達しておらず、政策・方針決定への場に女性の意思を反映させるため、積極的に参画を促進する必要があります。

（表1）本市における女性委員の登用状況（平成24年4月1日現在）

審議会等の総数	うち女性委員のいる審議会等の数	委員総数	うち女性委員数	登用率
53	34	627名	118名	18.8%

【施策の方向】

- 1) 女性の能力発揮への支援
- 2) 市の審議会等への女性参画の推進

行政における方針決定過程（農業委員等、地域住民が担う様々な行政関連の委員会、協議会等）への女性の参画拡充を図り、身近な男女共同参画を推進します。

女性の人材育成のための学習・研修機会の更なる充実を図り、政策・施策形成への女性参画を拡充するため、審議会等委員の女性登用を進め、公募委員の設定・拡充を図り、女性委員の30%以上の登用を推進します。

【基本目標3】男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり

『現状と課題』

課題1. 生涯を通じた健康づくりの促進

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を得て、互いの身体的性差を十分に理解し合い人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会を形成する上で重要です。

また、男女が生涯を通じて心身ともに健康で自立し、高齢者になっても生きがいを持ち日常生活を送れるよう、健康づくりの支援や医療・福祉体制の充実が必要です。

【施策の方向】

1) 生涯を通じた健康づくりの支援

2) 女性の健康支援、母子保健の充実

心と身体の両面から健康づくりを進めるための啓発を推進します。

男女が積極的に参加できる健康づくりの場を提供するなど健康増進の充実を図ります。生涯を通じた女性の健康支援を推進するとともに、母子保健の充実を図ります。

課題2. 誰もが安心して暮らせる環境整備

近年、高齢者の単身世帯やひとり親家庭の増加、雇用、就業構造の変化などの中で様々な困難に陥る人々が増加傾向にあります。

女性は、出産・育児等による離職、非正規雇用が多いことなど、生活上の困難に陥りやすく、また一人暮らしの高齢者や障がいを持つ人、日本で働き生活する外国人などは、複合的に困難な状況に置かれる場合が少なくありません。

そのために自立支援や地域との関わり、多世代交流などによる生きがいづくりの支援や、障がいを持つ人や外国人がその意欲と能力に応じた社会との関わりを持ち続け、様々な形で活躍できるよう社会参画の機会の提供など、環境整備の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

1) 高齢者・障がい者への生活の支援

2) ひとり親家庭への生活の支援

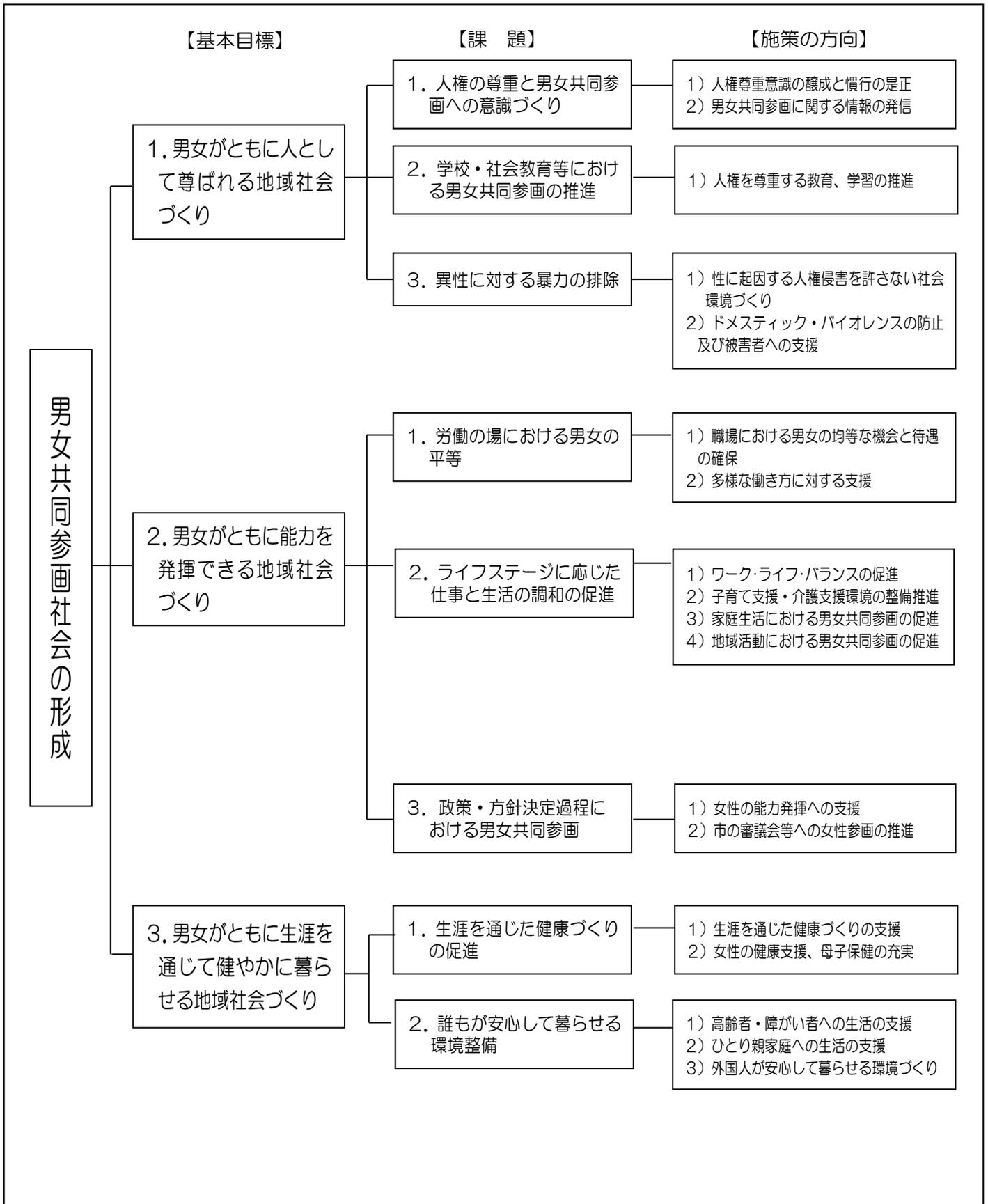
3) 外国人が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がい者の自立支援や生きがいづくり支援など総合的な福祉の充実を図ります。

ひとり親家庭における生活の支援及び相談体制の充実等自立支援を推進します。

国際理解と交流機会の充実を図るとともに、外国人の相談窓口の設置や情報提供など外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。

3. 計画の体系



第3章 事業計画

基本目標1. 男女がともに人として尊ばれる地域社会づくり

課題1. 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

1) 人権尊重意識の醸成と慣行の是正

すべての人の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向け、慣習やしきたりを見直すための広報、啓発活動を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 人権施策推進に係る指針により計画的に推進	(1) 人権に関する講演会研修会等の開催 (2) 学校人権教育の実施 (3) 人権問題の学習講座の開催 (4) 人権相談及び人権被害者の支援	市民生活課 教育センター 生涯学習課 市民生活課
2. 男女平等に関する広報、啓発活動	(1) 広報、啓発紙の発行 (2) 国・県等の啓発事業への参加 (3) フォーラム等の開催・啓発紙の発行	市民生活課 市民生活課 市民生活課

2) 男女共同参画に関する情報の発信

男女共同参画に関する調査研究・情報の収集、発信を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 男女共同参画に関する現状・課題について調査・研究	(1) 市民意識調査の実施 (2) 対応策の調査・研究	市民生活課 市民生活課

課題2. 学校・社会教育等における男女共同参画の推進

1) 人権を尊重する教育、学習の推進

家庭教育、学校教育、社会教育等、社会のあらゆる場において、男女共同参画の理解に関する教育、学習を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 学校教育における男女平等教育・学習等の推進	(1) 学級活動・道徳・保健学習等における性教育、人権教育等の充実 (2) 小・中学校教職員研修の実施 (3) 校務分掌の見直しと改善 (4) 授業参観等への男性参加の促進 (5) 性教育に関する研修会の開催	学校教育課 (各学校) 教育センター 学校教育課 学校教育課 教育センター

課題3. 異性に対する暴力の排除

1) 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

男女の人権が尊重され、人権侵害のない地域社会を形成するため、市民一人ひとりがドメスティック・バイオレンスに関し、理解を深めるよう広報、啓発を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 女性の人権を守るための啓発推進	(1) 国・県等の情報収集 (2) 人権啓発、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発 (3) 人権相談の実施	市民生活課 市民生活課 職員課 市民生活課

2) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者への支援

被害者の相談、保護、支援対策を強化し、暴力を許さない地域社会づくりを進めます。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 被害者の相談・保護支援対策	(1) 家庭内暴力等に関する相談窓口の開設 (2) 関係機関との連携による緊急保護への支援 (3) 防犯パトロールの実施 (4) 民生委員・児童委員及び警察と連携した取り組み (5) ふれあい相談の実施	児童家庭課 市民生活課 児童家庭課 市民生活課 厚生課 (社会福祉協議会) 厚生課 (社会福祉協議会)

基本目標2. 男女がともに能力を発揮できる地域社会づくり

課題1. 労働の場における男女の平等

1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の周知徹底を図るなど、男女平等を推進するための情報提供と意識啓発を推進します。また、セクシュアル・ハラスメントの防止対策の促進や相談体制の強化を図り、本市においても率先した取り組みを推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 職場における実質的な男女平等に向けた啓発	(1) 関係機関との連携による情報の収集と提供	経済振興課
	(2) 職務分担公平化等の意識啓発	経済振興課
2. 市職員の意識改革及び男女共同参画の推進	(1) 職員研修の実施	職員課
	(2) 男女の事務分担の適正化	全庁
	(3) 性差別のない職員採用	職員課
	(4) セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備	職員課

2) 多様な働き方に対する支援

多様な就業ニーズの対応、相談体制の強化を図り、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保、就業環境の整備など事業所への広報、啓発を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 農業・商工業などの自営業で働く女性を支援	(1) 関係機関との連携による労働相談	経済振興課
	(2) 女性労働に関する情報の収集と資料の提供	経済振興課
	(3) 家族経営協定の普及促進	農林振興課
2. 働く女性への就業支援	(1) 学習機会の場の提供	児童家庭課
	(2) 関係機関との連携による情報の収集と提供	経済振興課
	(3) 女性起業家への情報の提供・支援	経済振興課

課題2. ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

1) ワーク・ライフ・バランスの促進

多様な働き方や生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めるとともに、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動の両立が図れるよう、育児・介護休業法等の周知に努めます。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 労働環境の整備	(1) 育児・介護休業法等法律や制度の理解の促進	経済振興課
	(2) 良好な人間関係形成のための職場への啓発	市民生活課

2) 子育て支援・介護支援環境の整備推進

男女がともに担うよう、育児・介護休業等の男性取得の啓発や情報・学習機会の提供など育児・介護に関する男女共同参画を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 安心して子育てできるよう保育等の環境整備	(1) 育児相談・子育てサークルの育成・支援	生涯学習課
	(2) 児童手当の給付	児童家庭課
	(3) 子だから祝金の支給	児童家庭課
	(4) 育児休業等の男性取得の啓発	経済振興課
	(5) 地域子育て支援センターの活用	児童家庭課
	(6) 家庭教育学級等の実施	公民館
	(7) 育児に関する各種相談の実施	健康管理課
	(8) 子育てに関する情報の提供	児童家庭課
	(9) 子ども医療費助成制度	児童家庭課
2. 多様化する保育ニーズの対応	(1) 保育時間の延長	児童家庭課
	(2) 一時保育、産休明け保育の実施	児童家庭課
	(3) 保育施設の整備	児童家庭課
	(4) 学童保育への支援	児童家庭課
	(5) 事業所内保育所設置の情報提供	経済振興課
3. 介護を担う人への支援の推進	(1) 介護保険事業の推進	高齢者支援課
	(2) 福祉タクシー事業の実施	障害福祉課
	(3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定及び実施	高齢者支援課
	(4) 訪問介護員派遣の実施 (要介護老人等在宅生活支援)	高齢者支援課 障害福祉課
	(5) デイサービスの実施 (要介護状態の予防及び機能訓練)	高齢者支援課 障害福祉課

4. 男女がともに担う家事育児・介護参画の推進	(1) 育児・介護休業等の男性取得のための啓発 (2) 家事・育児・介護に関する情報の提供及び学習機会の提供 (3) ボランティアの養成・活動支援	市民生活課 経済振興課 市民生活課 厚生課 (社会福祉協議会)
-------------------------	---	---

3) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女の固定的な役割分担や慣行の是正に向けた市民の理解を促進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 家庭や地域社会における男女平等の促進	(1) 男性を対象とする家庭教育学級講座等の実施 (2) 男女共同参画に関する広報、啓発 (3) 家庭における役割分担意識解消に向けた啓発 (4) まちづくりふれあい講座の利用促進	公民館 市民生活課 市民生活課 生涯学習課

4) 地域活動における男女共同参画の促進

地域の活性化やあらゆる人々にとって身近な男女共同参画を促進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 地域活動への男女共同参画の促進	(1) 地域行事への参加の促進 (2) 市民活動への参加機会の拡充 (3) ボランティア活動の普及啓発 (4) 女性の消防団への参加の啓発	市民生活課 協働推進課 厚生課 (社会福祉協議会) 消防本部

課題3. 政策・方針決定過程における男女共同参画

1) 女性の能力発揮への支援

行政における方針決定過程（農業委員等、地域住民が担う様々な行政関連の委員会、協議会等）への女性の参画拡充を図り、あらゆる人々にとっての身近な男女共同参画を推進します。

女性の人材育成のための学習・研修機会の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 女性の人材育成のための学習・研修機会の充実	(1) 女性リーダー研修会の開催 (2) 企業・団体等への女性の登用啓発 (3) 市女性職員の研修の実施 (4) 市女性職員管理監督者への人材育成と登用	生涯学習課 公民館 市民生活課 職員課 職員課

2) 市の審議会等への女性参画の推進

政策・施策形成への女性参画を拡充するため、市の審議会等委員の女性登用を進め、公募委員の設定・拡充を図り、女性委員の登用を推進し、女性委員の30%以上の早期達成に努めます。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 審議会等への共同参画の推進	(1) 一般公募委員の登用 (2) 女性委員構成比率30%以上の登用	全庁 全庁

基本目標3. 男女がともに生涯を通じて健やかに暮らせる地域社会づくり

課題1. 生涯を通じた健康づくりの促進

1) 生涯を通じた健康づくりの支援

心と身体の両面から健康づくりを進めるための啓発を推進します。

男女が積極的に参加できる健康づくりの場を提供するなど健康増進の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 健康づくりのための予防医療の充実	(1) 検診の意識啓発 (2) 家庭教育学級等における性に関する指導 (3) 感染症予防事業の実施 (4) 保健指導・健康相談・心の健康相談の実施 (5) 骨粗しょう症対策の実施 (6) 「短期人間ドック」助成事業	健康管理課 公民館 健康管理課 健康管理課 健康管理課 国民健康保険課
2. 健康増進の充実	(1) 各種スポーツ教室の開催 (2) 生涯スポーツの推進 (3) 健康教室の実施 (4) 健康づくりの啓発 (5) コミュニティセンター及び公民館の有効利用	体育振興課 体育振興課 健康管理課 健康管理課 市民生活課 公民館

2) 女性の健康支援、母子保健の充実

生涯を通じた女性の健康支援を推進するとともに母子保健の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 生涯を通じた女性の健康支援	(1) 母性に対する正しい意識の普及と啓発 (2) 思春期・更年期相談の実施 (3) 保健・医療等の相談の開催 (4) 婦人の健康づくりの推進	健康管理課 健康管理課 健康管理課 健康管理課
2. 母子保健の充実	(1) 健康保持増進の助言・指導 (2) 母子保健指導の実施 (3) 母子保健推進員による訪問指導・相談 (4) 妊婦・乳児・乳幼児健康診査の実施	健康管理課 健康管理課 健康管理課 健康管理課

課題2. 誰もが安心して暮らせる環境整備

1) 高齢者・障がい者への生活の支援

高齢者や障がい者の自立支援や生きがいつくり支援など総合的な福祉の充実を図ります。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 高齢者・障がい者の福祉の充実	(1) ひとり暮らし老人緊急通報システム設置事業	高齢者支援課
	(2) はり・きゅう・マッサージ施術費助成	高齢者支援課
	(3) 日常生活用具給付貸付事業	高齢者支援課 障害福祉課
	(4) ひとり暮らし老人の励ましの声かけ運動の実施	高齢者支援課
	(5) 障がい者への住宅改造費助成事業	障害福祉課
	(6) 高齢者教室の開催	公民館
	(7) 老人クラブ活動支援	高齢者支援課
	(8) (社) 君津市シルバー人材センターへの助成	高齢者支援課
	(9) 心身障がい者(児)への福祉手当支給	障害福祉課
	(10) 福祉作業所の活用	障害福祉課
	(11) 障がい者への補装具給付	障害福祉課
	(12) 重度心身障がい者への医療費助成	障害福祉課
	(13) 障がい福祉サービス費の給付	障害福祉課

2) ひとり親家庭への生活の支援

ひとり親家庭における生活の支援及び相談体制の充実等、自立支援を推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. ひとり親家庭の自立支援	(1) ひとり親家庭医療費の助成及び住宅手当の助成	児童家庭課
	(2) 児童扶養手当の支給	児童家庭課
	(3) 母子家庭生活援助資金の貸付	児童家庭課
	(4) 母(父)子家庭、寡婦世帯の自立に向けての相談事業の実施	児童家庭課

3) 外国人が安心して暮らせる環境づくり

国際理解と交流機会の充実を図るとともに、外国人の相談窓口の設置や情報提供など、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。

具体的施策	具体的な取り組み	担当課
1. 外国人も暮らしやすい環境づくり	(1) 生活相談窓口の設置 (2) 国際交流団体への支援 (3) 在住外国人向け情報提供 (4) 永住外国人の公営住宅への入居	協働推進課 協働推進課 協働推進課 建築指導課
2. 国際理解と交流機会の充実	(1) 学校における国際理解教育の実施 (2) 語学指導外国青年招致事業 (3) 中学生の海外派遣・交流親善	学校教育課 教育センター 教育センター

第4章 計画の推進

この計画に基づき、課題に対する施策を総合的、体系的に推進していくため、市の積極的な取り組みはもとより、市民・企業・関係団体などの理解協力を求め、相互の連携のもとに男女共同参画社会の実現を目指します。

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会を目指して計画を推進するためには、行政のみで実現できるものではありません。市民一人ひとり、各企業や女性諸団体等の計画に対する理解と積極的な参加によって成り立つものであり、連携と協働により男女共同参画社会の形成を進めます。

また、市職員においてもその理念を十分理解し、計画を実行することの必要から研修などを通じて、職員の意識の啓発に努めます。

2. 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関や近隣市等の男女共同参画に関する施策について、情報収集を行い、本市の施策実施へ反映します。

3. 男女共同参画に関する条例制定の検討

男女共同参画社会の形成に向けて、本市の男女共同参画の目的と理念を明らかにし、市民・企業・行政の役割の明確化を図るため、条例の制定に向けて検討します。

4. 相談体制の整備

異性に対する暴力等の問題に関する総合相談体制の充実、関係部局や関係機関との連携を推進します。

5. 計画の進行管理

計画に関わる施策の着実な実行のために、君津市男女共同参画施策推進本部を中心に進行管理を行い、進捗状況の把握と実施のために各部局間の調整を図ります。

また、君津市男女共同参画推進懇話会において、専門的な見地等から幅広く意見や助言を求め、施策の推進に反映させていきます。

参考資料

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律に置いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の義務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告をしなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次の事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定のあったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実行するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するもの。
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣府の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 (略)

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

□ 第4回世界女性会議 北京宣言 □

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもに生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来の人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可欠な部分として、女性及び女児の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力で参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。
- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女児がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女児及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。

- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広がり、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
- 37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

【行動綱領】

第4回世界女性会議で採択され、21世紀に向けて各国の女性施策の指針を示し、優先すべき12の重大問題として、

- 女性と貧困
- 女性の教育と訓練
- 女性と健康
- 女性に対する暴力
- 女性と武力闘争
- 女性と経済
- 権力及び意思決定における女性
- 女性の地位向上のための制度的な仕組み
- 女性の人権
- 女性とメディア
- 女性と健康
- 女児

が挙げられ、さまざまな行為者が取るべき具体的な行動とともに戦略目標が提案された。

《男女共同参画社会の形成に向けた関連法律》

- 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）
（全文掲載）

.....

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）
最終改正：平成19年7月11日法律第113号
配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

.....

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年7月1日法律第113号）
最終改正：平成24年6月27日法律第43号
職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに家庭と仕事が両立できるように作られた法律で1986年4月から施行され、1997年の全面改正を経て2007年に再改正されました。表面上は差別に見えない慣行や基準が実際には、一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益扱いの禁止、セクハラ防止対策を企業へ義務づけることなどが挙げられています。

.....

- 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
最終改正：平成24年6月27日法律第42号
日本国憲法第25条第1項の生存権の理念に基づき事業主が労働者を使用する場合の最低限必要な労働条件を定め立場が弱い労働者の保護を図ることを目的としています。同法第1条第1項、第2項の条文では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
この法律で定める労働条件の基準は、最低のものであるから労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」としています。

.....

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律第76号）
最終改正：平成24年6月27日法律第42号
育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに我が国経済及び社会の発展に資することを目的としています。

.....

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年6月18日法律第76号）
最終改正：平成23年6月24日法律第74号
短時間労働者が少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることから、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

.....

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）最終改正：平成24年8月1日法律第53号
労働力の需要の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図ることで、派遣労働者の雇用の安定、福祉の増進に資することを目的としています。

.....

- 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）最終改正：平成24年8月22日法律第105号
母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るため、母子健康に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的としています。

君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 君津市における男女共同参画施策の推進にあたり、広く市民の意見を求めるため男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、男女共同参画関係施策全般にわたり検討し、君津市男女共同参画計画の策定及び諸施策を展開する上での意見、助言を述べるものとする。

（組織）

第3条 懇話会は、市長の委嘱する委員25名以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に、会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。

3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会の会議（「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、市民環境部市民生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

君津市男女共同参画推進懇話会委員

(順不同：敬称略)

No.	氏 名	推 薦 団 体 名
1	橋本 礼子 (会長)	君津市議会
2	脊戸 信行	君津市民生委員児童委員協議会
3	鈴木 清子	君津市民生委員児童委員協議会
4	大野 克己	君津市人権擁護委員
5	関口 牧江	君津市人権擁護委員
6	鹿島 満子	君津市校長会
7	朝生 敦	君津市校長会
8	黒川 佐智子	君津市連合婦人会
9	吉田 弘子	君津市連合婦人会
10	野老 佳代子	君津市農業協同組合
11	藤 育枝 (副会長)	君津市農業協同組合
12	朝生 安江	君津市赤十字奉仕団
13	永徳 智子	君津市赤十字奉仕団
14	正木 守	君津商工会議所
15	坂本 禮子	君津商工会議所
16	二瓶 一嗣	君津児童相談所
17	山中 久男	君津市自治会連絡協議会
18	稲葉 和市	君津市PTA連絡協議会
19	吉田 淳司	君津市PTA連絡協議会

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の施策を総合的に推進するため、君津市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の推進に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民環境部長の職にある者をもって充て、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(検討委員会)

第7条 幹事会の事務を処理するため、検討委員会を置く。

- 2 検討委員会の委員は、各部長の推薦する者をもって充てる。

3 検討委員会は、必要に応じて市民環境部市民生活課長（以上「課長」という。）が招集し、課長が議長となる。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、市民環境部市民生活課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から、施行する。

別表1（第3条4項）

役職名
総務部長
企画政策部長
財政部長
市民環境部長
保健福祉部長
経済部長
建設部長
教育部長

別表2（第6条3項）

総務部	総務課長
企画政策部	企画政策課長
市民環境部	市民生活課長
保健福祉部	厚生課長
保健福祉部	児童家庭課長
保健福祉部	障害福祉課長
経済部	経済振興課長
建設部	建設計画課長
教育部	教育総務課長
教育部	学校教育課長
教育部	生涯学習課長

男女共同参画計画関係 用語の説明

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

○「参加」と「参画」

「参加」とは、組織の一員として活動に加わることであり、「参画」とは、意思決定の場や計画づくりの場に加わることです。

○ドメスティック・バイオレンス（英：domestic violence）

DVと表記されることもあります。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる暴力のこと。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者等に起こる暴力全般を指す場合もあります。また、女性に対する人権侵害として社会的問題と認識されるようになってきています。

○セクシュアル・ハラスメント（セクハラと略されている場合もあります。）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真等の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動等を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって女性労働者の就業環境を著しく悪化させることとなります。

○固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当にも関わらず男性、女性という性を理由として「男は仕事、女は家事」というように役割を固定的に分けていることです。

○エンパワーメント

個人や集団が、より力をつけ、自分たちに影響を及ぼす事柄を自身でコントロールできるようになることを意味します。

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（英：reproductive health/rights）

家族計画、母子保健、思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関するという意味で、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指し、通常「リプロヘルス」と略されています。

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることを指します。

男女共同参画計画では、これを実現するため仕事と家庭が両立しやすい環境づくりを推進しています。

○ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

君津市男女共同参画計画（第3次）

平成25年3月

発行 君津市

編集 君津市役所市民環境部市民生活課

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

TEL：0439-56-1483

FAX：0439-56-1629

君津市のホームページアドレス

<http://www.city.kimitsu.lg.jp>